

東浦町空家等の適切な管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東浦町空家等の適切な管理に関する条例（令和7年東浦町条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(緊急安全措置)

第2条 条例第4条1項に規定する措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 危険を知らせる看板及び侵入防止柵等の設置
- (2) 開放されている窓その他の開口部の閉鎖
- (3) 外壁又は柵、塀その他の敷地を囲む工作物の著しく破損した部分の養生
- (4) 空家等を囲む養生シートの設置
- (5) 剥落等のおそれのある部材の撤去
- (6) その他町長が必要と認める措置

2 町長は、自ら緊急安全措置を行い、又は第三者をしてこれを行わせることができる。

3 緊急安全措置を行う者は、その身分を示す緊急安全措置従事者証（様式第1）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(通知)

第3条 条例第4条第2項に規定する通知は、緊急安全措置実施通知書（様式第2）により行うものとする。ただし、所有者等に通知することが困難であるときは、当該通知の内容を公告することをもってこれに代えることができる。

2 前項の規定による公告は、東浦町公告式条例（昭和38年東浦町条例第12号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

附 則

この規則は、令和7年7月4日から施行する。

様式第1（第2条関係）

第 号	
緊急安全措置従事者証	
所 属	
氏 名	
生年月日	
上記の者は、東浦町空家等の適切な管理に関する条例の規定による緊急安全措置の業務に従事する者であることを証明する。	
年 月 日交付（ 年 月 日まで有効）	
東浦町長	印

備考 大きさは、縦55ミリメートル、横91ミリメートルとする。

様式第2（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

東浦町長

印

緊急安全措置実施通知書

あなたが所有又は管理している下記の空家等については、東浦町空家等の適切な管理に関する条例の規定により、下記のとおり緊急安全措置を講じたので通知します。

記

- 1 緊急安全措置を講じた空家等
所在地
所有者等の住所
所有者等の氏名
- 2 緊急安全措置を講じた日
年 月 日
- 3 緊急安全措置の内容
- 4 緊急安全措置を講じた理由
- 5 緊急安全措置に要した費用